

小規模企業共済法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令案要
綱

第一 小規模企業共済法施行令の一部改正

共済金を分割払の方法により支給する場合に共済金の額に乗ずる分割支給率は、分割支給期間が十年の場合には千分の十七・五に、十五年の場合は千分の十二に、それぞれ経済産業大臣の定める率を加えて得た率とすること。
(第三条関係)

第二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正

小規模企業共済制度に基づく資金の貸付けの対象となる中小企業団体は、企業組合、協業組合及び農事組合法人とすること。
(第二条関係)

第三 附則

- 一 この政令は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行の日から施行するものとする。
(附則第一項関係)
- 二 所要の経過措置について規定すること。
(附則第二項関係)